

平成25年第 4 回定例会

(第 2 日)

平成25年12月10日

平成25年第4回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成25年12月10日（火）
午前10時開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	大 川 喜代治	会 計 管 理 者	菊 池 孝 夫
副 市 長	佐 藤 一 行	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 畑 千 春
総 務 部 長	古 川 鉄 美	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	白 戸 照 夫
企 画 財 政 部 長	木 村 雅 彦	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	佐 藤 俊 英	碓ヶ関診療所事務長	狩 野 真
経 済 部 長	奈 良 進	監 査 委 員 会 事 務 局 長	相 馬 正 治
建 設 部 長	鳴 海 和 正	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
水 道 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	佐 藤 満 廣
尾上総合支所長	樋 口 正 博	農 業 委 員 会 会 長	古 川 寛 三
碓ヶ関総合支所長	花 岡 敏 則	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	内 山 久 人
教育委員会事務局長	芳 賀 秀 寿	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 昭

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	原 田 淳	主 査	古 川 聡 子
主幹兼議事係長	浅 原 勉	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会広報のため、議場内での写真撮影を10日、11日の2日間許可しておりますので御了承願います。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質疑応答の時間を、おおむ

ね1時間以内とし、質問の回数を設けておりません。

また、議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問をお願いいたします。また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手の上、議席番号を告げ、特別職を除いた市職員は挙手の上、職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

御手元に配布しています一般質問通告の一覧表のとおり、一般質問者は8名であります。

本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、19番、古川敏夫議員の一般質問を許します。

古川敏夫議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

古川敏夫議員の登壇を許可します。

19番、古川敏夫議員、登壇。

(古川敏夫議員登壇)

皆さん、おはようございます。

今定例会、第1席を賜りました19番、古川敏夫でございます。

先の台風18号で被害に遭った皆様には、心より御見舞い申し上げます。

それでは、かねてから通告してありましたところの2点について質問いたします。

第1点は福祉行政について。健康づくりの推進について。

先月の14日に厚生労働省は、2011年度に病気やけがの治療で医療機関に支払われた国民医療費が、前年度比3.1%増の38兆5,850億円になったと発表しました。一人当たりの国民医療費も3.8%増の30万1,900円と初めて30万円を突破し、いずれも5年連続で過去最高を更新したとありました。医療技術の高度化と高齢化が主な要因で、なかでも国民医療費の全体の55.6%を占めているのが65歳以上の方と報告されております。

これから、ますます進む高齢化社会において、まだまだ増加するものと思いますが、少しでも増加を抑えるためには、私は健康づくりの推進が必要だと思います。

そこで市民の健康づくりについてお聞きしたいと思います。

平川市長期総合プラン後期基本計画に市民の役割、事業者の役割、市の役割が記載されておりますが、特に市の役割の健康づくりのための多様な機会の提供、関係機関・団体と連携した健康づくり対策の推進とあります。現在、平川市ではどのような事業を展開し、どのように評価しているのか、まずお伺いいたします。

私は、何よりも市民が健康でなければいけないと思います。何をするにしても体が資本です。いろんな健診も行っているわけですが、結果に対してどのような指導を行っているのか、合わせてお聞きします。

○19番

(古川敏夫議員)

また、地域ぐるみで健康体操等実施している地区は、平川市ではあるのでしょうか。あるとすれば、お知らせください。

それでは第2点、地域活性化事業について。平川市のご当地グルメの開発について。地域の名物グルメ、B級グルメについて。

インターネットで検索しても平川市のご当地グルメは出てきません。

近年、ご当地グルメ並びにB級グルメで地域に人を呼びたい、地域を活性化したいということで、各市町村においても大変多くの事例が見受けられております。

2010年12月に、東北新幹線が新青森まで長い年月がかかりましたが、やっと来ました。県内では、青森生姜味噌おでん、八戸せんべい汁、十和田バラ焼き、黒石つゆ焼きそばなど、さまざまな品をそろえておもてなし、いまでは全国区となっておりますB級グルメを求めて食の観光が始まりました。

そしてまた新幹線は、2015年に新函館開業になる予定です。本県と道南の物産をPRする津軽海峡ブランド博が開催され、89団体・企業が工夫を凝らした品々を展示・販売し、当市からもカネショウさん、ヤマダイさんが出店し、試食・販売で好評をいただいております。他市町村では、さまざまな試作品を展示し、試食・アンケート等で感触をうかがってました。

県内では、新ご当地グルメ開発として、古川市場のつけ井、深浦マグロステーキ井、黒石では地元温泉水を使った健康ランチ、平内町では町の名産のホタテを使ったご当地グルメを開発中だとか。当市においても、ひらかわ推奨品がさまざまありますし、近年では、津軽桃「川中島白桃」を使った商品が開発され、期待をしているところです。

いまや観光客は、インターネットでいろんな情報を検索・キャッチして出かけます。平川市はネットでご当地グルメ・B級グルメが出てきません。

本年、ひらかわ案内人によるご当地グルメツアー・ひらかわ魅力味ツアーを開催されております。興味深いツアーです。地域にはいろいろな食材・物産があります。また、青森県つがる農産物加工センターもあります。これを利用・活用して6次産業化を推し進め、これにプラスするインパクトのある食観光を期待します。

市長は、このことに関してどのようにお考えか。また、何らかの対策を進めているのかお伺いします。

2番として、ひらかわフェスタの出店条件緩和について。条件緩和による出店数増加に伴うイベントの充実化。

地場産品・食育フェアを目的に、2013ひらかわフェスタが10月5日、6日に行われ、天候に恵まれ大盛況でございました。

ドーム内では、連日ストラックアウト大会で大きな歓声が会場に響き、また、りんご娘・三味線ライブを目当てに来た御客様も大勢見られ、外ではラーメン街道・ひらかわ牛焼肉に人が列をなし、御家族連れはじめ来客

者を楽しませてくれました。

しかし、ドームが広いことから出店・御客様が若干少なく感じられたのは、私だけでしょうか。

先日、藤崎町で行われた秋祭りを見学しましたが、文化芸能、各種体験、リンゴを利用したピラミッド、ふじ丸くんリンゴアート、ジャンボおにぎり、ジャンボロールケーキ、ジャンボアップルパイ、そのほか出店と地場産品が盛りだくさんで、会場は大勢の人であふれておりました。新聞報道も、町の魅力、地産地消を大々的に取り上げアピール・宣伝効果も大成功に思います。また、合併後に伴い送迎バスの運行もあり、町内外の集客にきめ細やかに対応されていたことが大変勉強になりました。

ひらかわフェスタにおいて、出店条件である市内のみを対象とせず、それぞれ出店舗に御客様がついてくると思います。平川市の地産地消に広域的な考えで、小さな殻にとらわれず、門を広く開け、多くの御客様に来ていただき、楽しんでもらったほうがいいのではないのでしょうか。

藤崎町では町外業者も数件参加し、御客様を連れてきて協力しております。また、当市においても市外からの出店についての問い合わせも何件かあると聞いております。他市町村を見学し、若い人の意見を取り入れ、時代に遅れることなく進化することが必要と感じますが、市長は今年のまつりを振り返って評価・課題、また来年に向けての抱負をお聞かせください。

また、2日で観客数は何人かもお知らせください。

以上、演壇からの一般質問終わります。

(古川敏夫議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

皆さん、おはようございます。

(大川喜代治)

第1席、古川敏夫議員の一般質問にお答えをいたします。

1番目の福祉行政について。健康づくりの推進についてでございますけれども、長期総合プラン後期基本計画の個別目標であります「元気あふれる健康づくりの推進」の中で、市の役割としている「健康づくりのための多様な機会の提供」と「関係機関・団体と連携した健康づくり対策の推進」についての御質問であります。まず、「健康づくりのための多様な機会の提供」に関する事業といたしましては、乳幼児健診や子育て相談などの母子保健事業、特定健診やがん検診などの健診事業、そして栄養教室や運動教室などの健康教育事業など、それぞれのライフステージに対応した事業を展開しております。

また、「関係機関・団体と連携した健康づくり対策の推進」に関する事業といたしましては、圏域の医療機関と連携した個別健診の実施や、在宅栄養士会や歯科栄養士会の協力を得た健診や健康教育の実施、そして保健協力員や食生活改善推進員と連携した健康づくりなどの事業を展開している

ところであります。

これらの事業は、食に関する正しい知識の普及や運動習慣の定着化による生活習慣病の予防、疾病の早期発見など、市民の健康増進に大きく寄与しているものと考えております。

次に、健診結果の指導についての御質問ですが、市では特定健診を受診されたすべての方に対して保健師が結果を説明しており、特に生活習慣病のリスクが高い方に対しては、生活習慣を改善するための支援を行っております。

また、がん検診を受診された方で、精密検査が必要とされた方に対しては、保健師が訪問して結果を説明したうえで、精密検査の受診奨励を行っております。

最後に、地域ぐるみで健康体操等を実施している地区はあるのかとの御質問でありますけれども、市では介護予防事業として「てんとうむし体操教室」を展開しております。この教室に参加された方が、独自にグループをつくり活動を行っているというケースもございますが、まだまだ地域ぐるみといたしましては、影響が広まっていないというのが現状でございます。いつまでも自分らしく自立した生活を送るための施策の強化に努めてまいりたいと考えております。

2番目の地域活性化事業についてでありますけれども、平川市のご当地グルメの開発についてお答えをいたします。

平川市には残念ながら、ご当地グルメと呼ばれるものはないと認識しております。市に全国的に知られたご当地グルメがあれば、観光客の増加が見込まれ、市の知名度アップや経済活性化に対して非常に効果が期待できると考えております。

ご当地グルメを企画・開発するには、個々で考えるのではなく、関係団体による自発的な取り組みが必要だと考えています。市内で商工会等が中心となりまして、ご当地グルメを開発する団体が発足し取り組むことになれば、市といたしましても積極的に協力したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、ひらかわフェスタの出店条件等についての質問ですけれども、今年のひらかわフェスタ2013は、10月5日土曜日、6日日曜日の2日間、ひらかドームで開催をいたしました。

御質問の出店要件につきましては、古川議員が顧問として在籍している実行委員会で定めておりますが、原則として市内に事業所を有する事業者、または実行委員会が認める事業者等となっております。販売品は、平川市産の農産物、平川市産の農産物を使った加工品、平川市内で生産・加工された特産品等とし、食品衛生法など関係諸法規に違反しないものとしております。また、平川市物産協会会員の事業者及びJ A津軽みらいで取り扱いのある業者についても出店をしております。

ひらかわフェスタの目的は、生産者と消費者が相互理解を深めながら平

川市産農作物等の消費を拡大する、いわゆる地産地消の促進であります。

今後は、より多くの市内の生産者等が参加できるように、実行委員会に働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

足りない部分は担当部長に補足させますので、よろしくお願いいたします。

(市長降壇)

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

古川議員より、お客さんの数についてもお知らせくださいというふうな御質問がありましたので、お答えいたします。

公式発表は6,500人でございます。実は今回のこのイベントでは、毎回そうなんですけど30分に1回カウントしております。30分に1回の累計を2で割って、1時間ぐらいはとどまるだろう、滞留するだろうということで、30分ごとのカウントが1万3,000人なんですけど、その半分ということで6,500人で発表いたしました。ただ、駐車場の係の感触によると、駐車場の回転率が30分に1台ぐらいは入ったり出たりで、そこにとどまるということで、この累計そのものでよいのではないかというふうな意見もございましたが、従来の方法を踏襲してカウント数の累計の半分としたわけでございます。以上です。

○議長
○19番
(古川敏夫議員)

19番、古川敏夫議員。

第1点の福祉行政についてでありますけど、健康に勝る宝なしということがあります。地域ぐるみの健康づくりにもっと力を入れてほしいと思いますが、市長どうでしょうか。

それから2点目の地域活性化事業についての出店の件でありますけど、私、入場者数の5日は何人、6日は何人と聞いたんですけども。そのあれ、ありませんか。当市ではいまの現在の人数で、ああこれでもういいなとそう思っておりますか。それとももうちょっと入れたいなと思っておりますか。お聞かせ願います。

○議長
○市民生活部長
(佐藤俊英)

市民生活部長。

まず最初の質問でございますけど、地域づくりの健康づくりにつきましては、地域の主体的な健康づくり活動を積極的に支援するとともに、地域が活動しやすい環境整備に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

フェスタの入場者の1日目と2日目の参加人数ですが、詳しい資料は持ってきておりませんが、カウントしていたのが私なのでちょっと記憶ありまして、それによりますと1日目は大体その半分の値で、累計の半分の値で3,000人くらい。2日目が3,500人くらいでした。合わせて6,500ということで、公式発表してございます。以上です。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

また、この6,500人をさらに増やすための方策等についての御質問がありましたが、当然、平川市産の物産が消費されることは、それが一番の目的

でございますので、できるだけ増やすための方策を今後もとっていききたい
など考えております。以上です。

○議長

19番、古川敏夫議員。

○19番

福祉行政に対してはわかりました。

(古川敏夫議員)

この地域活性化事業についてのひらかわフェスタってありますが、これは私がひらかわフェスタ見た時、あまりにも人数少ないということで商工会青年部がやっておりました、うめ〜ど i n ひらかわ食と産業まつり。これと合体するような形で設立したのが進めたわけではありますが、大体よくなってきておりますが、私としてはもうちょっと何か足りない。というのは、やはり出店ですね。うめ〜ど i n ひらかわ食と産業まつりは、商工会に入ってる人だったら、これは出店条件に入ってるということで入れました。

しかし、いまのこれでは商工会に入ってもだめって人がいっぱいありまして、私にもお願いがありまして、こういう質問しているわけですが、私はもちろん地域活性化、地域の人、この発展のためにはこれいいことですが、やはり来た人が喜んで、ああひらかわフェスタいいと。また来年も来ようと。そういうふうな広い気持ちで、私はこれ開催したほうがいいんじゃないかと思いますが、市長どう思っていますか。

○議長

市長。

○市長

(大川喜代治)

古川議員のおっしゃるとおりなんです。そういうふうになっていけば最高だなんて思ってましたけども、青年部でやっておいた時はオープンで規制も何もなく進めてましたけども、今回のこのフェスタの場合はさっきも言いましたように、地産地消ということで進めてましたんで、その部分を今後、来年度の部分、委員会があるわけですから、そこら辺のところも規約の中で外からも入れていいよっというような形の部分でなると、それはまたそれで市としても応援の仕方が違ってくると思いますので、古川議員も関係してると思いますので、そこら辺をまとめながら地産地消の部分と外の部分と入ってきたバランスを、うまくできるようにして行ければ最高だと思いますので、そこら辺のところ、いろいろ議論をしていただければとそういうふうに思っています。

○議長

19番、古川敏夫議員。

○19番

(古川敏夫議員)

私も地域の人ですので、また商工会の会長もやっておりますので、いま市長が言ったそのとおりであります。やはり地域の地元を壊してまでそれ繁盛させようと思っておりません。その辺を十分に考えて、私も顧問ですので、私もその顧問の時は私にも呼びかけてください。ただ名前だけの顧問ではだめです。よろしく申し上げます。以上です。

○議長

19番、古川敏夫議員の一般質問は終了しました。

第2席、1番、石田隆芳議員の一般質問を許します。

石田隆芳議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

石田隆芳議員の登壇を許可します。

○1番
(石田隆芳議員)

1番、石田隆芳議員、登壇。

(石田隆芳議員登壇)

皆さん、おはようございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます、1番、2席、猿賀の石田でございます。

私の質問は、市道岩館猿賀線の防雪柵についてであります。

皆様も感じておられるでしょうが、今年の気候はとても変わっており、夏日が続いたかと思うと突然、初冬のような寒さになり、そうかと思うと10月には東京をはじめ近畿地方で気温が30度を超える日もある一方で、同じ10月に北海道では11月並みの寒さを記録したと同時に積雪さえありました。

ある学者の話では、夏の気候から一気に冬の気候へ変化したために、緑の葉が一気に水分を失い、紅葉せずに枯れてしまう現象が起こり、結果としてきれいな紅葉ではなく、枯葉で茶色になった山が各地で見られる現象が起こっているそうです。

そして、今年11月13日には青森市で30センチを超える積雪を記録し、我が平川市でも10センチを超える積雪がありました。ここ数年、今年は暖冬小雪だと言われながらも過去2年は豪雪で、昨シーズンは一晩で50センチを超えるような積雪が何度もあり、最終的には平川市でも1メートルを超える積雪が観測されました。その積雪の中、市民の生活・利便性のために日々雪と格闘している方々が大勢いらっしゃり、特に土木課職員の方々や除雪作業に従事されている方々には、本当に頭の下がる思いであります。

あれは忘れもしません、今年の2月24日。前日からの降雪により一晩で30センチ以上の積雪があり、また暴風雪が激しく高速道路も通行止めになっておりました。当然ながらその日も除雪作業に奮闘されていたことでしょう。私は前日から友人たちとアップルランドへ宿泊しており、その友人たちの帰り道のことでした。帰るために車で県道109号線小和森小学校前から新里保育園前を通り、弘前へ向かって走っていたところ、激しい地吹雪で全く前が見えずとても危険な目にあったそうです。私もその日、岩館猿賀線、いわゆるカントリーエレベーター前を車で通ったところ、強烈な地吹雪に見舞われ、そのために視界を奪われることが何度かあり、肝を冷やしたことを覚えております。前が見えないからと停車すれば後続車に追突されかねない。そうかといって走り続けるのも危険極まりない状況でありました。そしてその時は何台もの車が吹きだまりで立ち往生したり、道路脇の雪に激突したりしていました。道行く人はほとんど見られませんでした。たまに見かける歩行者は上着のフードを目深にかぶり、ちぢこまりながら風上に背中を向け、風にあおられながら歩いておられました。

さて、この岩館猿賀線には、平成12年ころに県営土地改良事業として南津軽地区広域営農団地農道整備の一環として、防雪柵が完備されたと聞いております。岩館猿賀線は、ここ数年で交通量がかなり増えており、地元

住民の生活道路としても貴重な道路なのであります。防雪柵を使用することによって交通の安全は飛躍的に向上するはずですが、だからこそ、その場所に防雪柵を設置したのではないのでしょうか。であるにもかかわらず、ここ数年は全く使用していない状況であります。

私の聞いたところでは、設置した年から数年は使用したようではありますが、その後は全く使用されておられません。そもそも必要だと判断されたからこそ設置したはずなのに、なぜ使用しないのでしょうか。地域住民から「なぜ使用しないのか。ただ設置しただけで使用しないのは税金の無駄遣いなのではないか。」との声も聞こえております。市民の生活や利便性、そして安全を第一に考えるのが行政の役割なのではないのでしょうか。これでは、その市民の生活、利便性、安全に目を向けていないととらえられても仕方ないのではないのでしょうか。

それらのことから、私は今年3月に行われた予算委員会において、岩館猿賀線の防雪柵について質問させていただいたところ、当時の建設部長より「今後、防雪柵の設置について予算の問題ではない。あくまでも安全で安心して通れるような道路の確保のために、予算要求のほうを計上していきたい。」と明言され、これは議事録にもその内容がしっかりと残されております。

そして、今年9月の補正予算に係る財政協議において、予算計上が見送られたと聞いております。市の財政の中で、いろいろな予算の使用用途があり、その予算配分にも関係することと思いますが、市民の安全に直結すると言っても過言でない案件なのに、なぜ予算計上が見送られたのか、ぜひ御説明ください。

私もこの案件を質問するにあたり、その場所を通るたびに防雪柵に注意を向けておりましたが、中には錆びついたり、曲がってしまっている物もありました。なぜそうなったかを考えましたが、一般的に常に使用しているものが錆びつくことはあまりありません。長年使用せず放置していたからこそ錆びついたのではないのでしょうか。そして、放置しているからこそ雪の重さで曲がってしまったのではないのでしょうか。これでは、せっかく税金を投入して設置した防雪柵が台なしであります。

雪が降る前に設置し暴風雪に備えてこそその設備です。これから迎える冬が、豪雪なのか小雪なのか、それは誰にもわかりません。だからこそ本格的な雪を迎える前に、市民の安全を確保するためにも設置しなければならないのではないのでしょうか。雪が多いとか少ないとかの問題ではないのです。

それらもろもろの背景があるにもかかわらず、なぜ防雪柵を使用しないのかお聞かせいただきたいと思っております。また、今後、防雪柵の使用についてどのような見解なのかを質問させていただき、壇上からの質問を終わらせていただきます。

(石田隆芳議員降壇)

- 議長
ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。
市長、登壇。
(市長登壇)
- 市長
(大川喜代治)
第2席、石田隆芳議員の質問にお答えをいたします。
市道岩館猿賀線の防雪柵のことについてでございますけれども、議員御質問の、市道岩館猿賀線の防雪柵活用ということでもありますけれども、この道路は、県営土地改良事業の南津軽広域営農団地農道整備事業として、昭和62年度から平成13年度までの15年の年月をかけて、旧浪岡町から当市の岩館町会までの16.4キロメートルを整備し、県より市へ財産移管された道路であります。
防雪柵施設は、平成12年度に中南地域県民局が、関係市町村に設置箇所の素案を提示し、同意を得て設置したものであります。まず、防雪柵設置の定義は道路構造令及び、道路構造令施行規則の基準により、地形、気象等の状況により、道路上に吹きだまりが発生するおそれのある箇所において、線形、横断形状等、道路の構造に応じ、スノーシェルター、防雪柵、防雪林等の吹きだまり防止施設を設けるものとし、吹雪対策施設の一つとして、防雪柵が位置づけられております。
当市においても、当初は設置しましたが、それまでは暖冬小雪だったという経緯もあり、現在は尾上地域の長田集落から県道尾上日沼線までの439メートルは通学路ということもあり、この区間のみ毎年設置しているところでもあります。しかし、議員御指摘のとおり、冬期間の地吹雪による視界不良は危険この上ないことであり、昨今の豪雪経験をかんがみれば、今年度、吹きだまり箇所や気象条件などを調査のうえ、今後の設置計画の見直しを前向きに検討せざるを得ないと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いをいたします。
(市長降壇)
- 議長
○企画財政部長
(木村雅彦)
企画財政部長。
先ほど石田議員から、9月補正の財政協議の説明をしてくださいということでもございましたので、御説明をいたしたいと思っております。
先ほど石田議員もおっしゃってございましたけれども、限りあるこの財源ということで、道路事業関係だけに予算措置することは、これもままならないということで、最近、行政ニーズも多様化しておりますので、その配分にも考慮しなければなりません。多額の財源を必要とする本事業についても計画的に実施されなければならないものと思っております。そのような観点から、関係課と今後、先ほど市長の答弁にありましたけれども、計画的な見直しをしていかなければならないだろうというふうに思っております。以上でございます。
- 議長
○1番
(石田隆芳議員)
1番、石田隆芳議員。
まず先ほども言いましたけれども、3月予算のほうで建設部長の答弁で、実行されるというふうに私は思っていたんですけれども、結局今年も使用

されないということでしたが、市長の代弁者として発言している部長ということですよ。そういう言葉というのは、そんなに軽いものなんですか。ただ一般の職員と話してはいるわけではないし、そしていま財源もかなりかかる、これはわかります。わかりますけども、人の生命、身体そういうものがかかっているということになれば、市長がいつも言っている市民の生活が一番、第一と公言されているわけですけども、その言葉を軽視しているとしか思われないうんですけども。

そして、このようなものは、今後、検討ではなく、本来であれば前からやっていたらなければだめなものじゃないですか。いま私もちょっと警察、黒石警察署のほうにそこら辺周辺で、過去何年かで何件事故あったのか、ちょっと調べてもらったんですけども、皆さん御存知のとおりひき逃げ事件あって、それで警察のほうでまだ忙しいということで、まだその件数はまだいただいているんですけども、やはりさっきも言ったように、その防雪柵があることによって、事故が少なくなるということが確実なのでありますから、そこら辺のところもう一回ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長
○企画財政部長
(木村雅彦)

企画財政部長。

議員おっしゃることはよく理解できるわけですが、今後、先ほども市長の答弁にありましたけども、いわゆる計画を見直すということですので、これから計画的に実施をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長
○1番
(石田隆芳議員)

1番、石田隆芳議員。

そしてあそこのカントリー前の道路は、話に聞くと碓ヶ関の市民とかも尾上支所に行く時に、そこを使用しているというのも聞いております。そして平川市では、先ほどもちょっと言ってましたけど長田の439メートルでしたっけ。そこしか、まず私もちょっと見てるんですけども、ほとんどやっていないという、防雪柵がなされていないというのをちょっと前から疑問に思ってたんですけども。

先ほど答弁にありました浪岡岩館線、16.4キロ。これは他の町村ではほとんどやってますよね。話に聞くと、あそこのおのえ荘からおりたところですか、私もちゃんと詳しくわからないんですけども、そこのところも田舎館のほうは浪岡線やってますけど、こっちの平川に入ったところは、本当かどうかわからないんですけども話によると田舎館で、平川市で防雪柵やってないので気を遣ってなんかやっていないという話を聞いたことあるんですけども、その辺は本当なんですか。ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長
○建設部長
(鳴海和正)

建設部長。

田舎館でやっていないのは、気を遣ってやっていないのかということについては、私もまだその中身、なぜやっていないかということについては、まだ確認できておりませんが、ただ、以前ですね長田から信号過ぎ

て猿賀地域については、合併後も数年設置しておったんですけども、ただ3年か4年ぐらい設置しておったんですが、その後、合併後3年後に設置しなくなった。その時から田舎館も合わせるように設置していないというふうに聞いてございます。

○議長

市長。

○市長

(大川喜代治)

現実にある防雪柵を使ってなくて、吹雪にあって大変な思いしてるという石田議員のそういう、十分私も理解しましたので、それには対応しなければならぬと、そういうふうに考えています。

ただ広域農道のできた経過、それから防雪柵をつくっていく時の経過、私、その時生産組合の組合長してましたんでね、中南から来て、あれを設置していくときの経過は、本来であればあそこでなくて、杉館のほうに行く防雪柵の要望あったんです。ですけども基本的には当時は予算がいっぱいあって、わかるように広域農道というのはなんちゅうの、ぐにやぐにやど曲がって、あっちゃこっちゃこういって、それでもつくってもらったことには感謝しますけれども、農業者サイドにしていきますと、滝本生産組合の関係の部分では反対だったんです。

ですから杉館のほうに行くのにはだめだというので、それは協力を得られないということで。真っすぐにいってるその部分に関しては、これはしょうがないだろうということで、反対ありましたけれども中南のほうに了解をしてもらっていまあるわけですが、実際に農業をやって進めていく部分では、ああいう方法の形の防雪柵であれば非常に作業形態がしづらくて、農業やってる方で「これどうせつかねんだはんで、とってまればいいんでねな。」って意見も聞こえてきてるときも、それはもう移管してしまってる部分ですのでそういうことはできませんし、いまその間にまた小雪であってやらなかった部分もある。

それで去年と一昨年と雪が多くなりまして、今年も多分豪雪だと言われておりましたので、ある部分に関してはとにかくそれはいま言いましたように、それを活用していくような方法で検討しなければなりませんし、これからずっと続けていくとすればいま言いましたように、もう壊れてるところもありますし、それらを直さなければなりませんし。

そういうのを加味しながら、いつも言いますようにやはり生活者が第一でございますので、そういうふうないろいろなもろもろの観点があつてできた道路でありますし、地域住民とのコンセンサスを進めていく中ででも、議論があつてできた防雪柵だということも御理解をいただければと思います。

ですけども、あつたとしてもある防雪柵ですので、それを活用しないのはやはりこっちのほうの怠慢だと言われれば、そのお叱りは当然だろうと思いますので、検討して対処していきたいと、そういうふうに思っています。

○議長

1番、石田隆芳議員。

○1 番
(石田隆芳議員)

いま市長が言われたように、本当にぜひまだあるもんですから活用してもらいたいと。それも住民が望んでることですので、よろしく願います。

そしてまた関連になりますけれども、これも金かかるっていえば叱られるかもしれないんですけども、そこの旧大浪線っていうんですか。あそこも防雪柵はないですよ。全くないですけども、私もいつも通っていますので。あそこもさっきもちょっと言いましたけども、結構事故の起きているところなんです。私も去年事故あったところ目にしましたけれども、先が全く見えないという状態で、そこら辺もどうかしてもらいたいという人も、大変本当に危なくて、雪降れば一寸先も見えないというようなことも数多く言われております。これはまだやっていないのでこれから本当に検討していただきたいということですが、

最後に本当に危険箇所については、ぜひ今後、予算措置をしていただいて、住民の安全・安心に寄与してもらいたいというふうに考えますけれども、最後一言だけよろしくお願いします。

○議長

市長。

○市長
(大川喜代治)

基本的にはやはり地域住民の生命と財産といいますか、人の命が一番大切だというような思いでいますし、それを進めてきていますし、いま尾上の部分、あそこ野球場の部分ね。あそこ防雪柵つくっています。そういうふうな形で県には必要な部分は要望する部分は徹底して要望して、そういうような幹線の人の多く通る部分とか吟味しながら、優先道が出てくると思いますので、それでも徹底して要望しながら、そういうふうに必要な部分は設置するように努力してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長

1 番、石田隆芳議員。

○1 番
(石田隆芳議員)

最後になりますけれども、さっきも最後って言ってまた最後なんですけども、ぜひ本当に早急にあそこのカントリーエレベーターのところはやってほしいということで、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

1 番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。
11時5分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、9番、對馬 實議員の一般質問を許します。

對馬 實議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

對馬 實議員の登壇を許可します。

9番、對馬 實議員、登壇。

○9番
(對馬 實議員)

(對馬 實議員登壇)

どうも改めまして、おはようございます。

今議会、第3席を賜りました、9番、對馬 實です。

平川市発展のため、住民のよりよい生活向上のために、先の通告順に従って質問してまいりますので、御答弁よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、自治体が所有する各地域の公共施設の耐震についてであります。災害発生時、地域住民の避難場所であり、自主防災組織の活動拠点となる集会施設等についてお伺いします。

市内の公共施設の多くは、高度経済成長時に整備されたものが多く、老朽化が進んでおります。将来の更新や維持管理、耐震性について、私は平成20年9月議会において同じ質問をしてみました。その時、新建築基準法が施行された昭和56年度以前に建設された16施設については、今後いろいろ調査しながら市内でその対策を検討しますという答弁をもらいましたが、約5年ぐらい経過いたしました。どのようにになりましたでしょうか。また、未実施施設については、今後どのようにしていくのか合わせてお伺いします。

次に、教育問題。いじめや体罰についてお伺いします。

このことについては、過去に何回か問題が提訴され、一般質問でも取り上げられてきましたが、私はいまの現状が知りたくて質問事項としました。このことを解決するためには、いろいろな難題があるかと思いますが、私どもの協力できるものは協力していきたいと思っておりますので、遠慮なく言ってくだされば幸いです。

次に、いじめ防止対策推進法についてお伺いします。

先の国会で成立したいじめ防止対策推進法が、今年の9月から施行されました。この法律は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることにかんがみ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、基本的な方針と事項を定めたものですが、その中に地方公共団体に対していじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針の策定に努めるよう求めました。学校設置者及び学校に対しても同じ方針の策定と重大事態への対処等について規定しておりますが、当市の指導方針をお知らせください。

また、弁護士によるいじめ全国ネットが発足いたしました。今後はより専門的かつ複雑になっていくものと思われそうですが、その対応についてもお考えをお知らせください。

以上、要点のみの質問となりましたが、明快なる答弁をお願い申し上げます。

(對馬 實議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

第3席、對馬 實議員の一般質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

耐震についてでございますけれども、現状と今後の対策ということでございますが、集会施設の避難所については、新建築基準法が施行された昭和56年度以前に建設されたもののうち、教育施設を中心に順次、耐震診断を実施したところであります。平成23年度には尾上公民館、猿賀公民館、東公民館、古懸地区公民館、昨年度には久吉地区公民館、今年度は平賀農村環境改善センター及びおのえスポーツセンター体育館の計7施設について実施いたしました。

診断の結果、改修が必要とされたのは昨年度までに実施した5公民館であり、改修の必要がないとされたのは平賀農村環境改善センター及びおのえスポーツセンター体育館であります。

今年度見直しされている平川市防災計画では、地震の際の避難所については支所等の地域の拠点となる公共施設及び小・中学校に限るとし、昭和56年度以前に建設された集会施設については、町会の意見を聞きながら老朽化対策と合わせて診断及び改修を進めてまいりたいと考えております。

2番の教育問題については、教育長のほうから答弁をお願いします。

(市長降壇)

○議長

教育長、自席で答弁をお願いします。

○教育長

第3席、對馬議員の教育問題についてお答えしたいと思います。

(佐藤満廣)

まず初めの現状でございますけれども、平成25年10月末現在において、いじめの認知件数は小学校が10件、中学校が12件となっております。

内容といたしましては、冷やかし・からかい、悪口等がほとんどでございまして、学校も実態を把握しており、そのたびごとに速やかにかつ適切に対応して解決し、いまのところ重大な事態にはなってはおりません。

次に、いじめについての問題点でございますけれども、スマートフォンやパソコンを使用したインターネットを通じての掲示板やブログへの書き込みによる、いじめ増加が危惧されるところでございます。この問題については、弘前市教育委員会と弘前大学の連携によるネットパトロールの協力を得ながら対応しているところでございます。パスワード等を設定されたブログ等はパトロールできないため、水面下での言葉によるいじめがいまのところ大変心配な状況でございます。

次に体罰でございますが、平成24年度の一斉調査の結果、2名の教諭が体罰をしていた事実がわかりました。県教育委員会より、それぞれ文書訓告・口頭訓告を受けております。

このことを平川市教育委員会といたしましても重く受け止めまして、毎月行われる市内小・中学校校長会等で体罰根絶に向けて強く指導しているところでございます。その結果、平成25年度は現在のところ体罰の報告は

上がってきておりませんが、実態を詳細に把握するために、今年度も昨年度同様の調査を行う予定でございます。

次にいじめ防止対策推進法でございますが、この法律はまず各学校が学校いじめ防止基本方針を策定することとなっております。あわせて学校が講ずべき基本的施策として道徳教育の充実、2番目に早期発見のための措置をどうするか、3番目に相談体制の整備をどうするか、4番目にインターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進について定めるとともに、5番目として複数の教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者により構成される組織を置くこととなっております。

これを受けまして青森県の教育委員会は、学校いじめ防止基本方針を策定するための説明会を12月19日に予定しており、その中で各学校は25年度中に基本方針を策定するとともに、いじめ防止等の対策のための組織を設置することとしていることから、平川市でも県の流れに沿って指導していくこととしております。

次に、いじめ相談全国ネット学校事件事故弁護団への対応についてでございますが、これまでと同様にまず早期発見に努め、いじめが発生した場合には事実の確認を丁寧に行うとともに、被害のあった児童・生徒および保護者への支援を誠意を持って行うこととしております。あわせていじめを行った児童・生徒、保護者への指導助言も確実に行うことによって早期解決を図ることとしております。こういう努力を続ければ、被害者が学校事件事故弁護団に訴えることがなくなり、平穏な学校生活を送ることになるのではないかと私は思っています。以上でございます。

9番、對馬 實議員。

はい、9番。

2回目の質問でございますが、耐震のほうからいきたいと思います。

耐震の場合ですね、耐震で避難場所ですけども、避難場所は各支所とか学校というふうに限るとしておりますけども、例えばですよ、東部のほうですとね、支所の大きさもあります。そして学校に来るといって金田とか唐竹のほうに来なきゃならないわけですよ。そうするとですね、自分の身を守るのに精いっぱいですね、高齢者の方はそれをだれが乗っけて避難するかとかね。そういうこともまで考えているもんですかね。

それとあとは、こんなこと言っただけ失礼かと思うんですけども、猿賀とかでなくて日沼とか新山、蒲田のほうですとね、学校に来るといって猿賀の小学校まで来ないとだめなんですよ。そうすれば距離的にもあまりにも長すぎるって感じですね。

ですから私はですね、各地区の公民館とか集会施設を利用すればいいんじゃないか。そのためには先ほども市長も言いましたけども、町会の意見を聞きながら改修するものは改修していくというような感じですけども、できればそういうような早急にですね、そこら辺をやっていただきたいと思っております。

○議長
○9番
(對馬 實議員)

それとですね、次に教育の問題でいじめ、小学校が10件。中学校が12件とありましてですね、重大な事態にはなっておらないという教育長の答弁でしたけども、もうちょっと突っ込んでみましたか。というのは、いじめられてる生徒がですね、いじめた生徒を見ればもう具合が悪くなるんだそうですよ。それ重大なことではないんですかね。そのためにですね、学校に行きたくないというような感じになるかと思います。そうなれば当然心のケアとかですね、そういうのも必要になってくるかと思いますが、重大な事態にはなっていないという答弁でしたけども、私はそこら辺の認識がちょっと甘いんでないかと思いますが、再度お願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長
(古川鉄美)

まずは最初に、東部地区と高齢者等についてどのように避難所まで誘導していくのかということですが、現在、要支援者ですね名簿を作成しております、例えば高齢者、ひとり暮らし、それから障害者等ですね、その名簿に従って民生委員、消防団等が避難にあたっては誘導なり安否確認をするということで、現在、それについて名簿を作成して進めております。そういうふうで、これからもその名簿等を活用してまいります。

それから集会所が学校等であれば遠い所もあるということで、大変不便になるのではないかとということですが、地区のですね集会所が大変身近な重要な避難所です。ただ先ほど市長が答弁したとおり、やはりまだ耐震化できない集会所もありまして、これについては即耐震して改修するとなれば多大な経費が必要です。ということで、改修については町会とも協議しながら進めていくということで、とりあえずは地震に関しては集会所のですね避難所は、避難所に指定しないということで、防災計画の見直しもそのようにしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

教育長。

○教育長
(佐藤満廣)

對馬議員さんがいまおっしゃったようなことは、これは非常に大切な問題で、私たちのほうにも常日ごろ電話がかかってくる、教育委員会の対策はどうなっているのかということ、いっぱいいきます。その都度、私たちは指導主事を派遣して事態を調べて、いろんな対策を講じていままでしているわけです。その結果、裁判ざたとかそういうふうなことはないということで、私はいま重大な事態になっておりませんという答弁いたしました。細かくみると、いっぱい対処しなければならないことはたくさんございます。

そういう意味で今回の法律の制定というのは、教育委員会もちろんそうなんだけど、学校そのものの中にいじめ問題対策協議会を設けてほしいということなんです。これはですね非常に私はいいことだと思います。それは学校側ばかりじゃなくて、地域の専門家あるいはまた弁護士でもいいし、医者でもいいし、そういうような人たちを頼んで学校内にこういう協議会を設けてほしい。これもやっぱりつくらなければだめだと私は思っています。そうすると、何がいじめで何がいじめでないかってことがここで審

議されて、その対策を私たちが速やかにできることとなりますので、努力していきたく思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長

9番、對馬 實議員。

○9番

はい、9番。

(對馬 實議員)

先ほど総務部長の耐震についてはわかりましたけれども、私、いまここで耐震を取り上げましたけどもですね、耐震も確かに大事なんですけども、その前に尾上の球場みたいに地盤、土地ですね。柔い土地はどうしても建物だけ耐震をやってもですね、下、地盤が柔いと崩れるというか崩壊するおそれがありますので、その地盤についてもそういう調査しているものかどうか、お伺いしたいと思います。

それといじめの推進法についてですけども、12月の19日ですか。それ説明会予定しているということですけども、各地域によってですね、その一応こういうもんだって示されても、地域によって実情が違いますんで、そこら辺策定する時は、その地域にあった、実情にあったって言えばいいんですか、そういうのもって進めていただければなと思います。

それとですね、いまできたことによってですね、いじめがなくなるとは思ってません、私も。ただ進める段階においてですね、マニュアル的なことでですね非常に教育委員会としてでもね、やりやすくなったかなと思います。それとですね、弁護士さんのほうの全国ネットですけども、彼は本当の専門家ですので、どういうことにどう突っ込んでくるかわかりませんが、それに対して対処の仕方は本当にこれから面倒くさくなっていくかと思えます。そこら辺に対して教育委員会でも逆に専門家に相談しながらですね、対処していかなければならない部分かと思えます。

変な話、教育委員会で解決できないこともできてくるかと思えますんで、そこら辺を十分配慮しながらやってもらいたいと思えますんで、再度そこら辺お願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

地盤ということですが、まず地盤については、例えば建物建てる時ですね、その地盤の安全性を確認して建てているものと思っております。ただこれからまた土砂災害とかですね、がけ崩れ等のそういう危険場所については、避難場所を指定しないということで今現在も進めておりますので、よろしくお願いします。

(古川鉄美)

○議長

教育長。

○教育長

再度お答えいたします。

(佐藤満廣)

議員さんも御存知でしょうけれども、このいじめ法の法律というのは大津事件がきっかけとなっているんですね。あの時に問題になったのは実は学校と教育委員会が何か隠そうとしているのではないか。だからこういう事件が起きたんじゃないかということの反省に基づいて、こういうのがでてきたわけです。したがって私たちは、まずいじめが起きた場合は隠さないですべてを捜査しながら公にしていきたいと、こう思っております。基

本的には、そのためにさっき言ったように、いじめ問題対策協議会を学校に必ず設けるということになってますので、これに任せるんじゃないくて、この人たちの意見を聞きながら、私たちはいじめ問題に取り組んでいきたい、こう思ってます。それでもなおかつ問題が起きるんですよ。するとどうするかというと、問題起きないようにするためにどういう教育が必要かということは、先ほど述べたとおりなんです。道徳教育とか体験入学とかやることいっぱいあります。そういうことを私たちはやっていきたいと思ってますので、何とか御理解していただきたいと思います。

○議長

9番、對馬 實議員。

○9番

(對馬 實議員)

いまいじめについてですけども、教育長言われましたようにですね、個人情報保護法なる法律もあるもんですから、大変やりにくいかと思えます。そこら辺そういう説明もありましたけれども。生徒自体、本当にいじめてる生徒は、快感でやってるか好き勝手やってるかわかりませんが、いじめられる、本当に何て言うんでしょう。先ほど言っていましたけれども冷やかしかかからかいですね。それが思春期の場合ですとグサグサとくるというような感じですね、ただからかって、言葉で、言葉の暴力みたいな感じもあるかもしれませんけども、そこら辺を十分に注意をしながらですね、今後進めていってもらいたいと思います。

それとですね、順序逆になりますけども施設の問題ですけども、地域の集会施設はね自主防災の拠点にもなるわけですよ。そうすればその自主防災の時にその拠点になるところが崩壊したりすると、どこでやればいいのかということ、何か矛盾してないですかね。いま盛んに自主防災を進めてるわけですよ。その拠点になる施設が崩壊すれば、どこを拠点にすればいいんですか。そこら辺お願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

(古川鉄美)

自主防災組織のですね、ほとんど町会ごとということで今現在は町会ごとの避難所、今現在拠点にして訓練、それから防災訓練等進めているわけですけども、我々も極力崩壊しない方法でいま進めているわけですし、もし万が一崩壊した場合は、学校とかそういう部分について考慮してまいりたいと思いますので、まずは崩壊しないような対策をこれからとっていきますので、よろしく願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(大川喜代治)

この災害の避難場所に関してなんですけども、私自身も非常に心配しています。各町会に公民館とかそういうふうな平川市は整ってまして、それがいま全部ほとんど指定管理になってるんですね。そして管理になってる部分がほとんどいまの災害の対応できる部分になってるかということ、さっき言いましたように大きい部分でもなってるところとなっていないところとありまして、それをずっと補強しながら避難場所にしていくとすると、膨大な経費がかかるのは見えてるわけなんです。それをとりあえずは、学校を拠点にしてやるってだしてましたけども、そこに行くにいま對馬議員

言いましたように、そう簡単にはいかない部分もできますし、それらを
どういうふうにして地震とかそういう災害起きた時、対処していくのか。
これをいま最中、役所で毎日いまわかっているように災害係、10時、11時
までずっといま一生懸命対策を練っていますし、これは理事者側もそうで
すけども議員の皆さんもそれぞれ地域に公民館ありますけども、その公民
館そのものはもう古くなってます。それをすべて建て替えてやっていける
のか、そこら辺はやっぱり理事者側と地域の人たちとみんなで相談しながら、
どのぐらいの額をかければどのぐらいの部分でやれるのか。これからの
課題だとそういうふうに認識していますので、とにかくいまの時点では
最悪のことが起きないように徹底して耐震とかそういうのを調べながら、
即一番安全なところに行けるような体制をいま防災のほうで検討して進め
てますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長
○教育長
(佐藤満廣)

教育長。

再度お答しますけれども、いじめの問題の法律は皆さんも御存知のよう
に前の法律の定義よりも、うんと被害者の側にたった文章になってます。
本人がいじめられてると思えば、そこにいじめが発生したと。こうやって
対処しなければならないということになってますので、議員が御指摘のよ
うに私たちもそれを参考にしながら、一生懸命努力してまいりたいと思
いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長
○9番
(對馬 實議員)

9番、對馬 實議員。

はい、9番、對馬です。

市長の答弁で公共施設の部分ですね、よくわかりました。

それとですね、市長の次期の公約の中にですね、集いと元気のあるまち
づくりの中にもですね公共施設の部分はね、白書を作成し総合的に検討を
進めるというようなマニフェストがありますんで、ぜひともこれは進めて
もらいたいと思います。

それとですね一気にというわけには多分いきませんんで、この白書に
沿いながら順次施設の改善・改築を進めてもらえればなと思っています。
いずれにしても地域に密着しているもんですから、どうしても高齢者ばか
りにでなく地域の人たちは地域のそういう所に避難するのが一番安心、心
のよりどころみたいな安心感がありますので、ぜひともそれを進めてもら
いたいと思います。

いじめに関しては19日にどういうふうになっていくか、ちょっとわかり
ませんので、それ以降にまたそれなりにまたやっていきたいと思
いますんで、どうかよろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長

9番、對馬 實議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩
午後1時01分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、8番、工藤竹雄議員の一般質問を許します。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

工藤竹雄議員の登壇を許可します。

8番、工藤竹雄議員、登壇。

(工藤竹雄議員登壇)

○8番

(工藤竹雄議員)

ただいま議長から登壇の許可を得ました、拓政会の8番議員、工藤竹雄であります。

質問の前に、9月中旬に発生した台風18号による豪雨被害を受けられた皆様には、心から御見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

そこで、私の質問項目は第1に、台風18号の豪雨による最終被害状況について、市長に答弁を求めるものであります。

9月定例会において、被害状況等、概要の説明報告を受けました。しかし被害範囲が広いことから、まだ調査段階中とのことであります。

まず、①として農業関係の被害面積及び被害額など。②として道路・河川関係の被害概要・被害額など。③として、激甚災害に指定されたのか、またその内容は、例えば財政援助及び特別助成、その他など。④として、引座側氾濫の原因と日沼地区の水害の現状について、氾濫の原因はなんでしょうか。また、水害現状を把握して、何を感じ思い浮かべたのかなど。以上4点について御答弁願います。

第2の質問項目は、雪害の実態について、市長に答弁を求めるものであります。

11月12日ごろからの大雪となった津軽地方のリンゴ園には、倒木や枝折れなど被害が発生しました。当市においても、リンゴ収穫前後を問わず多くの被害農家を見受けますが、実態調査を実施されたのか、結果はどうか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

(工藤竹雄議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

(大川喜代治)

第4席、工藤竹雄議員の一般質問にお答えをいたします。

1の台風18号の豪雨による最終被害状況についての、①農業関係の被害面積及び被害額などについてをお答えをいたします。

今回の台風18号による被害状況であります。農作物被害と農地・農業用施設被害について、県へ確定報告しておりますので、その内容についてお知らせをいたします。

まず農作物被害でありますけれども、水稻の被害については、被害面積

は66.2ヘクタールで、被害量は約103トンで、被害額は2,315万円となっております。

次にリンゴの被害については、被害面積は5.6ヘクタールで、被害量は約7トン、樹体損失本数が820本で、被害額は2,536万円となっております。

次に大豆の被害について、被害面積は約6ヘクタールで、被害量は約11トンで、被害額は166万円となっております、今回の台風18号による農作物の被害総額は5,017万円となりました。

また、農地・農業用施設被害であります。農地の被害については、被害箇所は455箇所、被害面積は約22.7ヘクタール、被害金額は4億1,640万円となっております。

次に水路等の農業用施設被害については、被害箇所は87箇所、被害金額は5,810万円となっており、農地・農業用施設の被害総額は4億7,450万円となりました。

②の道路・河川関係の被害概要・被害額であります。台風18号の豪雨による道路及び河川の最終被害状況ということですが、補助災害に該当する河川におきましては、唐竹川のコンクリートブロック積工による復旧延長48メートルが1,425万3,000円、浅井川の同じくコンクリートブロック積工による復旧延長70メートルが4,106万円など、河川合計6件で7,749万円。道路につきましては、広船嘉瀬沢唐竹線のアスファルト舗装復旧延長106メートルが532万1,000円、尾崎木戸口11号線のコンクリートブロック積工復旧延長27メートルで611万1,000円など、道路合計17件で8,437万6,000円、河川・道路補助合計23件で1億6,186万6,000円となっております。

単独災害につきましては、河川12件、道路142件の合計154件で、7,520万となっております、補助と単独を合わせた全体合計では177件で、2億3,706万6,000円の被害額となっております。

③の激甚災害に指定されたのか。またその内容についてにお答えをいたします。

内閣府では、平成25年10月9日に激甚災害に関する法律を公布・施行し、農地等の災害復旧等に係る補助の特例措置などにより、特別の財政援助を行うこととしました。

その主な内容は、農地、農道や水路などの農業用施設などについては、通常为国庫補助率をかさ上げるものであり、補助率は通常、農地が50%、農業用施設が65%であります。過去5カ年平均で84%から93%程度にかさ上げされております。

4番の引座川氾濫の原因と日沼地区水害の現状についてであります。

日沼地区については、以前から豪雨時には被害を受けやすい地形にあり、今回の災害では水稻、大豆などが冠水し、泥が付着するなどして一部で収穫できないなどの被害を受けました。

その原因としては、今回の雨量は9月16日、正午から午後1時までの1時間雨量が29ミリに達し、また午後5時過ぎの累積雨量が144ミリと、短時

間の雨量増が最大の要因であります。これに伴い、引座川の堤防が47メートルにわたり決壊し、さらには日沼下川原地区の排水路の、平川からの逆流を防ぐため、水門を閉鎖すれば排水路上流からの雨水が平川へ流れず、浸水するといった状況にあり、農工団地を含む日沼地域と杉館地域の約87ヘクタールが冠水被害を受けました。

議員御指摘の河川内の支障木ですが、河川管理である県の中南地域県民局でも、河川監視員による日常的な監視活動は実施しており、また、市町村からの要望を受け、支障木伐採や土砂浚渫も実施しているところですが、今回の教訓を踏まえ、河川管理の強化にさらに努めていただくように県に要望していますし、またこれからも続けていきたいと思っております。

また、合わせて排水施設の整備についても、県に要望してまいりますので御理解を願います。

なお、平川合流地点から引座川上流500メートルは、平成10年度までに改修工事が完成しておりますが、今回の決壊場所を含めた県道に架かる杉館橋までの約500メートル区間は、平成26年度に県で改修する予定であります。

2番目の雪害の実態についてでございますけれども、11月11日から13日の降雪は、ふじの収穫期と重なったこともありまして、ところどころの園地でリンゴ樹の枝折れが発生したようであります。

この時期は、枝に葉が多く残っているため、真冬よりも枝に雪が積もりやすく、折れやすい状況にありますので心配しておりました。

市でも園地の状況を確認するとともに、農協にも状況を伺ったところ、多少の枝折れや裂開の被害はあったものの、大きな被害は見受けられませんでした。

また、凍害につきましても、当日の気温がマイナス3度を下回らなかったことにより、発生は見られなかったようであります。

現場を18号台風の水害の部分でございますけれども、水害の起きたすぐの部分には正直行きませんでした。なぜかと言いますと、役所のほうの対応やらそれから現場での対応が大変混雑と言いますか、直すのに非常に苦慮している部分ですので、行って逆に邪魔になればだめだという部分で、報告を逐一聞いておりまして、ある程度片付いた部分で各現場を自分の目で確認をし、崩壊した部分、家屋の崩壊部分、それから河川の部分、それから日沼地域、その部分もこの目で確認をしております。以上であります。

(市長降壇)

経済部長。

先ほど市長の答弁の中で、リンゴの被害の量のところで私だけが聞き間違っていたらいいのですが、被害量、実際は74トンあったのですが、私には7トンと聞こえてしましましてですね、正しくは、私だけが聞き間違いであれば74トンということでもいいんですが、7トンともし市長が答弁したのであればそれは74トンの過ちですので、よろしく願います。

8番、工藤竹雄議員。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

○議長

○8番
(工藤竹雄議員)

はい。それでは順次まいりたいと思います。

農業被害の関係についてですね、私もちょっと聞き間違いだったかもしれないんですけども、被害額について何百なんぼとかちゅうのは、何百万の報告かなど。私、勘違いしたかもわがね。これあのトータルだどごで、5,016万8,000円。私、資料でいただいたのはですね。その前にたしか何百とがってというのは私、ちょっとこのとこ聞き取れなかったので、後でもう一回確認のためにお願いします。

それと……、先にそれじゃ確認します。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

農作物の被害であります。水稻が稲ですね、2,315万円。それからリンゴが樹体の損傷も含むのですが2,535万6,000円。それから大豆が166万2,000円。合わせて、市長が17万と申しましたが千円単位まで掘り下げて申しますと、5,016万8,000円ということでございます。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

それでいまあの農業災害復旧支援対策として、今回も予算で樹冠浸水のリンゴ園の防除対策事業。これなど助成あるわけですけど、行政と農協が連帯して被災農家の再生のために努力してると。支援してると。そういうことでまた今定例会に補正予算においても、農地・農業用施設災害復旧費として2億8,756万6,000円。公共土木施設災害復旧費として2億2,592万6,000円。また、専決処分として補正予算に農林水産施設災害復旧費として1億380万5,000円。公共土木施設災害復旧費として5,563万8,000円これ計上しております。復旧努力されてる職員の御苦労には敬意を表したいと思っております。

そこでまた、お伺いますけども、この1番と2番ですね。本格的な事業、いま実施もされているわけでございますけれども、完成はいつごろまでになるのか。これ実際なかなか厳しい問題もあると思うんですけども、いま原材料等の高騰の問題もあります。製品の不足など、作業員確保などの難問が山積することの影響等も考えればね、まだまだ延びるか。大体順調にいつごろまでなのか、まずこれをお聞きしたいと思います。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

議員御懸念のところですが、私もそのように懸念しております。実は政権が代わりまして国で経済対策を打つ、そしてまたちょうど9月のこの大水害で被災しました。その二つの仕事を市内外の土建業者さんが一生懸命やっておられますが、これから降雪、雪が降りますので、また今現在、先週、今週、来週にわたってですね、国、財務省のほうから災害の査定に入っております。それらが済んでからの復旧工事になりますので、雪が降ることを勘案すれば雪解け後、3月以降恐らく5月まではかかるんじゃないかなということが懸念されております。したがって、もし一番早いリンゴ園地の防除には間に合わない可能性があります。以上です。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番
(工藤竹雄議員)

そこでちょっと先に③の激甚のことで、ちょっと私、この指定された、いわゆる補助率って言えばいいかな、パーセント。84から90なんかかって長くなりましたけども、実際一筆でいくとどう感じるんですか。何十パーセントですか。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

本当は一発で93%と申し上げたいのですが、先ほど申しましたとおり国、財務省で査定に入ります。ここのこれは認めませんかですね、この辺は園地の持ち主が普段の修繕箇所として自分でちゃんと維持していないといけないところだとか、そういうふうな査定が入りまして実質的にはその93%という激甚災の補助率が、えてして合計では下がることも考えられます。けども、法律的には93%ということになってます。以上です。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

まだ査定段階にも入ると。仮にわかりやすくね、例えば90%とした場合、10%が不足するわけですよ。この不足した10%の負担はどういうふうなことになるのか。90で考えてね。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

90%で考えますと、残り10%と。これを半分ずつ市が5%、土地所有者が5%ということで、仮に100万円の工事復旧費がかかるとすれば、本人は5万円ということになると思います。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

そうすると、これが例えば80%になったと。例えば95%になったと。その差額はあくまでも半々と。市と被災者が半分半分ということでもいいわけですよ。

それで例えばね、面積少ないって言えばいいのかな。金額が少ないって言えばいいのかな。一応、該当しない被災者。これの決め方は何で決めるのか。その条件は何かあるのか、ちょっと教えてください。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

これは従来の取り決めで、被害の復旧見込み額40万円を下回れば、これは該当にならないということで、単純にその復旧見込み額で決めるということでございます。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

それに対して、この被害者に何とか支援策がないのかっていうのが私の質問になるんですけども。金額が少ない、これは法律で決まってるということで、それを何とかまた支援策がないのか。あったら教えてください。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

こういう場合には市が県にかけ合ってますね、災害用の起債。借金を借ります。これ充当率、従来であれば50%程度は借金が認められましてですね、元利合わせて100%補てんされますので、残り50%になります。ただ、あわよくば、あわよくばと申しますか、状況によってはですね、最高74%まで起債が認められますので、74%でいくと100%で26%、その半分が本人

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

と市が負担することになります。

8番、工藤竹雄議員。

わかりやすくいうと起債、借金をしょって、それしょうだから市では何とかかんとかなると。その部分をまた利用して、その半分が被災者に負担してもらおうと。そういう解釈でいいですか。例えば金額であれば、例えば10万円あったと。お互いに10万円ずつあったと。それを起債で10万円、市でもつからその10万円が入ってくるんだと。その10万円入ってきたもので5万円ずつ負担すると。そういう解釈、ちょっとそのこのところ。意味わかりますか。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

40万であれば、もし充当率が50%しか認められなかったとします。すると起債の残りが40万の半分ずつですから20万ですね。20万の場合は市が10万円負担して、本人にも10万円負担してもらおうと。74%になればちょっと40万掛ける74%、ちょっと電卓持ち合わせていないので、御勘弁願います。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

それでね私ども前ちょっと日にち忘れましたが、常任委員会だかなんかで、24年の3月ごろにも遅く残雪さ雨降ってどうのこうの、そういうリンゴ園地の土砂災害があったわけでありましてけれども、それらにまた今回でまた被害を受けたという、そういう方々がいらっしゃいますか。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

あの時の融雪による災害では、たしか4人の方だと思ってました。融雪災遭われました。その中で、今回また同じ所がいったという方は、残念ながらいらっしゃいます。1名いらっしゃいます。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

それらの人は大変だなあと。さらなる支援策を求めたいなあと希望いたしております。そこで公共のほうにちょっといきますけれども、いま公共の土木でこれは補助率の基準って、いま農業関係は激甚災の災害ありますけれども、公共についてはそういったことはないですよ。補助率ある程度決まってると思うんですけど、この基準内容というのはどういうふうなんですか。

○議長
○建設部長
(鳴海和正)

建設部長。

議員おっしゃるとおり、公共土木施設災害につきましては、激甚災害の指定要件を満たしておらず、通常の補助率3分の2ですけども、というような状況になっております。

この指定要件について若干御説明いたしますと、災害元の市町村の査定事業、これ補助の場合ですけども補助の査定申請した額になりますけども、これが当該市町村の標準税収入額の50%を上回ることが指定要件になってございますので、この当該市町村、つまり平川市の標準税収入額というのが、25年の場合ですと23億1,800万です。その半分ということになりますので、11億5,900万以上の災害、補助災害の査定申請しないと対象にならない

ということで、当市の場合ですと1億6,100万ですので、かなり少なくなるということで、激甚には指定されないというふうなことでございます。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

国の補助率は現在いまの災害の関係ですね。どのぐらいついていますか。

○議長
○建設部長
(鳴海和正)

建設部長。

先ほど申しましたとおり、3分の2です。66.7%になってございます。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

4番に入ります。ちょっと喉ちょっと。

私、これ24年の9月議会で、河川について質問しているところであります。それでその時の答弁ですね、一応県に川床整理及び雑木、支障木だね。の処理について要望と。そして長期的には排水ポンプ等の整備も求めていかなければならない。最終的にはそうなんだろうと。そしてそのほかに25年度も継続して要望していくと、そういうことでした。

それで先ほどの原因について何かと、これ県の答えですね。これ県の管理ですからね。雨量による、多くの雨量が降ったために、これが氾濫したと。私はね、とんでもない回答だと思って、県の解釈が。

氾濫したあれば、あの橋から、杉館橋からなんぼあるか目測でいぐと70メートル、80メートルあるかどうか。それからちょっと10メートル先ぐらいに、河川のど真ん中に支障木あるんですよ。あれに漂流物がみんなささって、それが真っすぐに流れるものが横にはねてるんですよ、流れが。それで私はその堤防、ぶつかって氾濫したんで超えた。堤防超えてえぐって、それからそれこそ雨量が降って、どんといったと。

ですから雨量のせいにするのであれば、私は非常にひきょうなやり方だと、県は。回答は。最初からそういうこと私、整備しなさいよと、砂利でも何でも。あれやることによって、いまの災害は少なからずでも私はこういうことにならなかったと、私の解釈です。ですからこれは天災でもない、人災ではないのかと私はそういう気持ちでいるんですよ。その点、これ県の考えじゃない、市長の考え今度聞きますので、どうですか。

○議長
○市長
(大川喜代治)

市長。

引座川の堤防をつくってから大水が来たというのは、いまで2回目なんです。それまではしょっちゅう超えてましたけれども、絶対これは超えないということをつくったんですけども、2年ぐらいのときにも超えてました。その部分でその時は即、浚渫工事を次の年にやってるんです。浚渫工事をしつと杉館のほうまでやってまして、それからずっといままでこういうふうなことがなかったんです。

それでいまも自分は川の部分に田んぼありますので、今回2回目の冠水を受けて自分の田んぼも冠水しましたけども、やはり土砂が多くなって、川底、本来であればもっともっと底まで浚渫しておけば、いま言ったよう

に浚渫したのと川の中にある木そのもの等を全部よせておけば、絶対的にこういうふうな川の堰堤が壊れないって断定はできませんけども、早めに私たちはしょっちゅうそういうふう浚渫してください、伐採木取り除いてくださいと要望してきたわけですけれども、結果的にそういうふうなことが行われなくて、今回の事態が起きたので、それを要望したようにやっておけば、いまのような部分の大きくなるのではないかという思いは、工藤議員とある意味で同じ認識は持っています。

○議長

○8番

(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

認識が一致してる。いくらいま堤防かさ上げして直しても、いま現在の川底でやって、いくら盛ってもだめですよ。まだまだ積んでいくんですから。ですからいったん当初できたぐらいの川底まで回復して、それやるといまの現在の例えばですよ、堤防でも間に合うかもわかんないですよ。ただ堤防上げたって、川底毎年増えていくんだら、何も意味ないことだと私はそう思って、市長のさっきの答弁、この原因はそういうとこにあったんだと。当然事故防止できたんだと。杉館、八幡崎、日沼地区には、本当に損害与えたじゃな。損害与えておいて、ただ雨量が多かったとかっていうそういう県の考え方では、私は虫がよすぎると。あまりにも安易な原因の考え方であると、そう思ってございます。

それで私はね、この前にも私、言っていました。強い平川市というものも前に質問しております。そこでね、安全・安心なまちづくりに必要な対策何であるのか。いまの平川市においては治水関係の充実を図ることが大きな課題であると私そう思っていますよ。海のそばでもない、いわゆる河川の関係が大きく影響してくるんですよ。だから先ほど言った川底の整理、県に要望してる部分あります。これらのものもっと真剣に取り組んで、それで最終的には排水ポンプだろうと。莫大なるお金かかる。これらのことを真剣に取り組んでいただきたい。各関係機関にね、本当に要望しないと平川市はね、川に負けるんであれば何も意味がない。きれいな水をつくる、平川市は水をだす。そういうことでね、もう一度その御見解を国、県、各関係者に強く訴えて、その御見解をお伺いします。

○議長

○市長

(大川喜代治)

市長。

今回の18号の部分では、旧平賀町のほうが非常に被害が多かったわけですが、碓ヶ関地域の部分も前にも水害等で同じようなこと起きていますし、流れてる川の中にも伐採木等いっぱいあります。それも要望も受けています。そういうことでそれを何とかするように常に県、国等には要望してるわけですが、なかなか順調に全体的な工事ができなくて、いまこういうことになりましたけれども。

とにかく工藤議員がおっしゃったように、いままでも私の姿勢としては、徹底して市でやらなければならないのは市でやらなければならないけれども、国、県に徹底してお願いをしながら、こういうふうな水害が起きないように河川であれ、あらゆる部分で要望をしながら、いまのようなことが

起こらないように、自分の役目として進めていきたいと思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長

8番、工藤竹雄議員。

○8番

(工藤竹雄議員)

これもね大体4時ごろからかな、だんだん雨やんできてるわけですよ。これ例えば8時、9時とまだまだ続いたならば、大変なこともっともっと起きてるんですよ。それでさっき對馬議員も避難所の問題も出ました。日沼の公民館の入口は水浸しでございます。水浸し。ですからあらゆる降った雨、いろんなそれが流れて、先々みんな普通の小さい川でも田んぼの用水路でも氾濫してしまってるんですよ。ですからそういう施設でも、もう避難場所としてなかなか不可能なんですよ。ですから先ほど言った、それを利用するんであれば将来的には考える。けども何あっても排水ポンプつけばもっと簡単にいくかもわかんない。ただし、平川に向かった日沼から県道から向かった道路3本、冠水して入れません。

それで前に市長話されました排水ポンプ、仙台だがから、東京だがから呼んだとかなんとかね。ああいう車も実際入れないんですよ、せっかく来てもらっても。ですから私、前に整備しなければならぬ道路、最低でもすれ違いできる道路をお願いして、今回測量等に入ると思うんだけど、ただわんつか広くしただけでいいのかどうか。いまこした問題起きましたんで、よく考えていただければとそう思っております。

それで今回のこのなかにも、いま取り上げていいのかわかんないけども、これ要望書ででございますよね。漁業組合。平川内水面っていうんだが、これ読み方わかりません。要望書入ってます。川きれいにしていますよと。けども実績が添付されていけませんので、どこまでだかわかりません。岩木川取り戻したいと。美しい津軽の象徴した河川を守りたいというようなことで、40万円の補助金の交付でできてるんだけど、これをどういうふうにするか別問題としてでも、当然こういうことも県のことですから、県にお願いするなり何とかしていただくことも大事ではないのかなと、そう思っております。

それで、最後にします。

第2の問題でございますけども、大した被害もないようなことでございました。大きな被害もないし、凍害もないということであるんですけども、まるっきりないというわけでもございませんので、何とかこれ支援策がないのかな。ひどい人であればどのくらいあるのかわかんないけども、例えば苗木の助成をすとか。フラン病対策のための塗布剤の助成なんかもどうなのかなと、私はこう思ってるんですけども、その点についてどうですか。

○議長

経済部長。

○経済部長

(奈良 進)

確認申し上げますが、樹体の冠水の話でしょうか。それとも雪害の、2番、雪害のほうですね、雪の害。雪害につきましては、いまのところ確かに枝折れもありましたし、また幹から枝が分かれていくときに引っ張られて裂開したところもありました。ただ、皆さんにお伺いしますと通常の被

害だよということでありましたので、特に大きな要望がなければですね、通常の苗木の更新事業ありますので、それでうまく救える人は救えるのかなと考えております。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

私、いま第2の雪害の関係で倒木もあって枝折れもあって、そういうところからいろんな病気も発生いたしますので、塗る薬でも何かの散布する薬でもいくらかでも助成できないのかな。被害の数が少ないから、できないとかっていうんじゃないかって、もし中には多い人もあるかもわかんないんで、例えばそれを申請していただくとかさ。何らかの方法でも対応できないのかな。今回の補正であれでしょ。浸水したものについてはそれはもう予算載ってますよね。その後の問題。そういうのもありますんで、どうでしょうか。市長でも。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

程度のことでは我々判断することもあるのですが、これから農家の皆さんは剪定作業に入ります。通常剪定作業の際に塗布剤塗られますので、例えばこのあんまりない裂開の方に塗布剤を補助して、通常例えば剪定の人に補助しないみたいなことになってもおかしいですし、今一度ですね、この裂開でどのくらいの被害があったのか調べてですね、また農協及び市で補助事業考えるべきなのかそうでないのか、判断していきたいと思いません。

○議長
○市長
(大川喜代治)

市長。

いま部長が雪の部分で話をされました。18号の台風の部分で国、県、市3分の1、3分の1、3分の1だね。それがずっとなったんだけど、うちほの部分よりも弘前それから板柳、鶴田、藤崎は冠水をしてしまってね、大変な部分でそのぐらいの部分ではとても容認できないということで、広域の8市町村で県にもっと多くの応援をしていただきたいというような、新聞等で見たと思いますけども、私も一緒に陳情に行っていました。

県のほうではすべての部分を合わせて、全体でもう少し加算するように検討するという言葉でしたけども、やりますっては言いませんけども、そういうふうな検討するというような答えをもらってきてましたんで、雪の部分と18号台風全体が合わせた部分で、何らかの応援があるんだろうと私は期待しております。

それにあわせて市でもまた調べた結果、部長答弁したようにその剪定期間の部分で応援しなければならないような状態なんであれば、あわせて対応したいと、そういうふうに重く考えています。

○議長
○8番
(工藤竹雄議員)

8番、工藤竹雄議員。

今回これによって、災害対策本部も設けていたわけですよ。そこで話すんだけど、日沼の国道から杉館に行く部分。いわゆる野曾江のあたりも全部通行止めにしてございます。その通行止め、一般車両は通らない。だども緊急車両、例えば消防自動車は通ったんですよ。運よく通ったけ

ども水にはまってしまったと。牽引してもらったと。動けなくなっちゃったと。それが工作車みたいらしいんですね。

そういう災害の時に一番活躍しなければならない、そういう自動車が通行止めに無理して行っていいのかな。もっと安全、本当に人のために尽くして、生命・財産を守らなくちゃいけない、それをあえて通行止めの所をなんで行かなくちゃいけないのかな。

前にも組合が合併しましたよね、消防組合。それでどこが指揮権とるんだと。たしか前にそういう話もあったような気がしました。今回、だれ指揮権とってるのか。対策本部あるから市長だと思うんだけど、消防の関係は、果たしてどうなるのかなと思ったりしてさ。そういったこともありました。恐らく知ってる人は知ってる。部長は知ってるはずだ、報告聞いてるはんで。知ってる人は知ってると思うけども、必要とする、災害に必要とするその車輛がそういうことであってはならない。その点報告して答弁は求めません。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長

8番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。
14時まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第5席、3番、今 俊一議員の一般質問を許します。

今 俊一議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

今 俊一議員の登壇を許可します。

3番、今 俊一議員、登壇。

(今 俊一議員登壇)

○3番

(今 俊一議員)

本日の最後、第5席を許可いただきました、平新会、議席番号第3番、市民の応援団をキャッチフレーズにしております、今 俊一でございます。

一般質問に入る前に、工藤竹雄議員も言われましたけれども、先般の台風18号の御見舞いの件でございます。先般、教育民生常任委員会で市内の中学校の所管事務調査を行いましたけれども、その移動中に唐竹地区の被災箇所を目の当りにいたしました。青のビニールシートに覆われた所、リンゴの木が全然見えなくなった所、そして田んぼの稲がそのまま倒れて泥の下になっている所など、目にすることも大変なことでございました。

この台風の被害は全国的なことですが、改めて今回の災害に被災された市民の方々に心から御見舞いを申し上げるとともに、一日も早く復旧されますようお願い次第でありますし、また、我々も市当局とともに力を注ぐことを全力で行わなければいけないなど、思いを新たにするとところでございます。

それでは順次、通告に従って一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、市内の企業の動向についてと題しまして、1番目に市内の企業からの税収について質問いたします。

企業の税と申し上げれば法人税ということでございますが、法人税の取り扱いにつきましては、いま国の方ではその税率について引き下げるのか、または代替の財源はないのに引き下げは慎重にするべきだなどの意見が議論されています。この法人税は地方団体の重要な財源や、地方交付税の財源ということで、その取り扱いによっては地方財源に影響を与える心配も想定されます。

そのようなことから、我が平川市の場合は法人税に関して、どのような形態になっているのかということで、現行における市の収入に対する市内の企業からの法人税の割合はどのくらいになるのか、金額も含めて御回答いただきたく質問をいたします。

次に、この法人税の経過についてお伺いいたします。昨年、政権交代が行われ、それまでの平成大不況からアベノミクスということで、経済面においてはデフレからの脱却、給与のアップによる消費拡大、雇用の拡大と、この1年の間に大分さま変わりしてまいりましたが、片や地方においては、いまだにその実感が伴わない感が否めないように思われますが、県内の高校生の新規就職者の内定が、今年の同時期に比べてみると3割増えているとの報道があることなどを耳にいたしますと、経済の上昇傾向という環境にあるのかなと思われます。しかし、この1年の間に、それまでの不況による負の経済状況を一気に取り戻すことは不可能なことでございます。

そこでお伺いいたしますが、我が平川市において過去3年から5年間の法人税の流れはどのようになっているのか、お知らせいただきたい。

次に、我が平川市には二つの農工団地が整備されておりますが、そのほか農工団地以外にも企業が分散されており、その企業の出荷高は年間どのくらいなのか合わせてお答えいただきたく、質問する次第でございます。

以上の質問から、次の市内の企業に対する支援という質問に入りますが、市長は今年の7月18日に企業訪問ということで、市内の企業4社を訪問しておられます。訪問の目的は工場視察、業務内容、景気動向等について、経営者側の説明を受け、または意見交換ということでの現況についての把握を主たる目的として行ったと思われませんが、その中で市長は、企業の業績が潤わないと市の税収にもつながらない。市としても応援していきたいと企業を激励しておられます。

その応援という意味で、企業に対して具体的応援、支援とはどのようなことで、現在どのような施策が実施されているのか、お知らせいただきたく質問いたし、また、市当局へ対して、企業側からの支援要望はどのようなことがあるのか、合わせてお答えいただきたい。

市内の企業には地元雇用という形や、各税の納付という形での平川市に対する貢献度というものがございます。先ほど申し上げましたように、企業に対する税の徴収につきましては、その税率の取り扱いのありさまの議

論がありますが、市内に立地する企業が存在するのとしめないのでは、市民生活に与える影響は計り知れません。かかることから、市当局の企業に対する施策につきまして、市長の御高見もかねて御回答を求めるところでございます。

続きまして一般質問の2番目といたしまして、通告してありますところの学校給食センターの運営についてでございます。

まず、質問の最初であります、第2次平川市行政改革大綱実施計画、平成25年3月改訂版の中からでございますが、この行改大綱から見ますと、学校給食センターの平賀・尾上の統合及び民間への業務委託が計画されております。その計画によると、統合及び業務委託ともに26年度着手、27年度実施とあります。ともすれば、すでに25年度も残り3カ月余りとなりました。来年度着手のための準備も、そろそろはじめなければならないこともあるのではと考えますがいかがなものでしょうか。それとも、この行改大綱はあくまでも計画だけであって、必ずしもこの計画により現行の事務事業が左右されるものではないと考えるものでございましょうか。

かかることから、この行改大綱をどのように理解すべきなのか、そして、この計画の現実性はどうかという視点に立って、変更も含め御回答を願う次第でございます。

次に、この計画に伴い統合による経費削減の財政効果ということで、1,200万円程の歳出の削減効果を計算されておられます。そこでお伺いいたしますが、この1,200万の削減は、給食センター運営のどの部分からの経費の削減を見込んでいるのでございましょうか。削減額の算定につきまして御回答を願うものでございます。

続いて最後の質問に入りますけれども、アレルギー対応調理室の設置についてでございます。

24年度3月議会で、アレルギー対応について一般質問いたしました、私の質問への答弁の中で、階上町の例をあげながら、アレルギー対応についてお答えいただいたわけでありましたが、当市の場合、現状では既存の給食センターでは、調理室、洗浄室、保管庫のスペースが確保できないこと、また、専門調理員の増員も要することから困難と思われ、との答弁とアレルギー対応について、保護者からの要望、そして給食センターの運営委員会の場合でもアレルギー対応食について、いまのところ話題になったという記憶はございません。という答弁もありました。この答弁の中身につきまして、後日、私なりに考えたところ、現状では困難と思われ、ということ、状況に変化が生じれば、可能なことも想定されるのかなと思つた次第でございます。

そこでお伺いいたしますが、給食センターが統合された場合、現状とは給食センター運営が異なってくるだろうと思われ、どのように異なってくるのかは、断言できませんが何かしらの変化は想定されます。そのような中で、アレルギーに対する対応も、視野に入れた学校給食ということ

が担保されなければならないと思うわけでございます。

児童・生徒に対する食育教育の観点からも、そしてその保護者に対する学校給食の安全への理解を深めるためにも、社会問題として捉えられている食物アレルギーに対する公的責任の所在をはっきり示すという姿勢が、これからは求められるだろうし、こたえていかなければならないと私は思います。しかるにこの統合計画の中に、アレルギー対応調理室の設置を含めた計画としていただきたい。ぜひお願いするものであります。

以上で壇上からの質問を終了いたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

(今 俊一議員降壇)

○議長

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

市長、登壇。

(市長登壇)

○市長

第5席、今 俊一議員の質問にお答えをいたします。

(大川喜代治)

1番の市内企業の動向について。①の市内企業からの税収等についての質問にお答えをいたします。

市内に事業所を有し、収益事業を行う事業者からは、法人市民税を納めていただいております。

法人市民税には、均等割額と法人税割額の2種類があり、均等割額は全事業者が、法人税割額は収益を上げ、国税である法人税を納めた事業者が納税対象となります。

平成24年度決算における当市の法人市民税の状況を申し上げますと、まず、法人市民税の課税対象事業者は全体で377者あり、このうち、均等割額のみを納付した事業者は225者、均等割額と法人税割額の両方を納付した事業者は152者となっております。

また、現年度分の調定総額は1億1,769万9,000円で、このうち均等割額が4,685万4,000円、法人税割額が7,084万5,000円となります。

次に、過去5年間の調定総額の推移についてですが、平成20年度が1億7,884万2,000円、平成21年度が8,594万3,000円、平成22年度が8,232万8,000円、平成23年度が8,344万4,000円、平成24年度が先ほどの1億1,769万9,000円となっております。

平成20年9月のリーマンショックにより、翌年21年度に大幅に減少して以来、企業の減収・減益による税収の伸び悩みが続いておりましたが、24年度あたりからようやく回復の動きがあらわれはじめました。それでも、まだ、リーマンショック以前の6割程度までしか回復していない状況であります。

先ほど企業訪問のことに触れましたけれども、タカシンに行った時は内視鏡関係の部分とかそういう部分が非常によく売れて、収益も上がってきている、そういうふうなことでした。それからアピールもまた同じで、需要が非常に上がっているということで、エリート、それからサンミッシェル

にも行ってきましたけども、アパレルの関係は直接メーカーとの取引で、安定した手数料関係をもらってるような部分でしたので、生地とかは上がり下がりなくて安定した経営をさせていただいていますというような報告でした。

もう一つはあの、いまというより先日ですね。10日くらい前に日本マイクロニクスのおいでになりまして、一時最高の円高の時は株価が200円ぐらいまで下がった時は、会長もその前にも来たんですよ。大変な部分で、このままではとてもやっていけない。円安誘導を政府がやらしてもらわない限りということで、結果的には安倍政権に代わりまして今日も円安103円ぐらいいってるのかなと思ってましたし、日本マイクロニクスの株価も2,000円ぐらい今日しています。

先日来て、内容、何でそういうふうになってるのかなって聞きましたら、その円安関係の部分で会社の業績が上がってきて黒字になった。その間にいま一つ新しい製品です。いま私たちの使ってる携帯等の部分の技術が、日本マイクロニクスのほうで成功したんだそうです。それを市場に公開して、それが投資家のいろいろなこれからの可能性があるということで、結果的にはいまの電池の3倍か4倍ぐらいの電池ができていくと。

そういうことで、いまその研究、最中ですけども、これから2年、3年でいけばそれを完成すればもとの、いままでやってる仕事以上にその部分の新しいものができるということで、最中1億以上の税金を納めていただいているわけですけども、それ以上の部分になってくるのかなと、私もいま期待をしているところでございます。

次にですけども、近隣市町村の法人市民税の状況についてですが、平成24年度決算における調定総額は、弘前市が13億7,543万3,000円です。黒石市が1億8,052万7,000円、つがる市が1億5,520万6,000円などとなっております。

次に、平成26年度の税制改正で協議されている法人住民税の一部国税化についてですが、この改正は消費税の増額により、消費が多い大都市圏と地方との間では、さらに財政格差が広がる懸念があるため、それを是正するための方策として、法人住民税のうち、法人税割額の一部を国税化した上で、地方交付税の財源とし、地方に再配分するというものであります。

御承知のとおり、この問題につきましては、現在、国税化する法人税割額の割合、地方への配分基準、施行時期など制度の基本的な枠組みについて協議がなされている最中であり、その内容についてはまだ固まっていないようであります。したがって、現時点においては、市の財政に及ぼす具体的な影響等について、明確なことは申し上げることはできませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

②番の市内企業に対する支援対策についてでありますけれども、市単独の制度といたしまして、融資関係では、特別保証制度、利子助成制度、雇用関係では、障がい者雇用奨励金があります。

また、工場等設置促進条例により、工場を新設、増設し基準を満たす指定企業には、優遇措置として、固定資産の課税免除、普通財産の無償貸付または減額貸付、雇用促進奨励金等があります。

次に、企業からの要望ですが、企業訪問等の意見交換で出されたものに、先の説明にありました、融資制度の可能な限りの継続、社員への平川市内の賃貸住宅の情報提供、広報ひらかわへの企業紹介、地元企業への優先発注などがあります。

市としても企業にさらなる活力ができれば、雇用、定住、子育てなどの生活しやすい環境が育つと考えております。今後も可能な限り企業に対する支援を継続・拡大してまいりたいと思っております。

2番目の部分に対しては、教育長のほうから答弁させます。

(市長降壇)

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀秀寿）

第5席、今議員の2番目の質問です。

学校給食センターの運営についてでございます。

まず1番目が、統合についての計画の変更はあるのかということですが、学校給食、現在、平賀・尾上の二つの給食センターで調理、配送を行っております。

生徒・児童数が減少傾向にあることから、将来的には効率性を考慮し、1箇所へ統合する方向で考えて、行政改革大綱実施計画等に反映させております。今回、第2次平川市行政改革大綱実施計画では、給食センターの業務委託、統合の目標年度を平成27年度としておりましたが、統合される予定の平賀学校給食センターの調理可能食数が2,500食でございますので、1日当たりの給食数の見込みが、2,500食以下となる平成30年度を一つの目途として、検討を進めているところです。

それから統合及び業務委託にかかる削減効果、計画のなかで1,220万7,000円としておりますが、その内訳は尾上給食センターの燃料費・光熱水費等の需用費が1,050万8,000円、役務費12万1,000円、委託料148万7,000円など管理費でございます。

それから2番目のアレルギー対応調理室の設置でございます。

現在、当市では、食物アレルギー対応給食の提供はしておりません。現在は、食物アレルギーのある児童・生徒への対応は、給食センターが事前に給食の献立に含まれるアレルギー成分表示を行い、それに基づき学校で対応していただいております。

食物アレルギーに対応した学校給食を実施するためには、専用の施設、専任の職員が必要となり、多額の経費が必要になります。

また、調理、配送、学校での対応など運用面においても、十分な準備が必要となります。

今後、給食センターの統合とあわせて、尾上の給食センターの活用方法もあわせて、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い

○議長
○企画財政部長
(木村雅彦)

いたします。以上です。

企画財政部長。

先ほどの市長の答弁に補足したいと思います。

当市の法人税の市税に対する割合ということで、おおむね5%前後という割合になろうかと思えます。

それからいま一つは、いわゆる製造業の出荷額でございます。これ最新の調査、平成23年度に行われました工業統計によりますと、製造業の出荷額は455億8,720万円というふうになっております。以上でございます。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

そうすればまず、順番にそって再質問させていただきます。

いまのですね最後の出荷額についての金額ですけれども、これは当平川市は450億からの出荷額があるということですが、近隣市町村の中ではどういう、多いほうかなと思うんですけども、どのぐらいのもんでしょ。

○議長
○企画財政部長
(木村雅彦)

企画財政部長。

よその市町村の資料というのは、ちょっと私、持ち合わせておりませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長
○3番
(今 俊一議員)

3番、今 俊一議員。

いずれにしてもですね、450億からの売り上げが平川市であるということにはですね、これあの、ほかの業種と比べてみても、かなりの金額のたかにはなるんだと思えます。そして、その収入に対しての5%となれば、恐らくその地方交付税がかなりの当市の収入の割合を占めていて、5%といえればかなりの割合だと思えます。

そういうことも想定しながら、そして市長もおっしゃったようにですね、雇用を通していろんな波及効果があります。少子化対策にもつながっていくだろうし、新規住宅の件も増えていくだろうし、いろんな企業を守ることで、育てることによって平川市が潤っていくというのが、これはだれが考えてもわかる話でございます。

そこでですね、その雇用関係についてちょっとお伺いいたしますが、平川市のこの企業側からですね、平川市の市民を対象にした地元優先。地元優先の雇用ということをしてですね、市と企業とですね取り決めみたいなのできないものでしょうか。どうですか。

○議長
○経済部長
(奈良 進)

経済部長。

企業が立地される時には土地の開発問題、いろんなことで市でもお手伝いしながら連携して事業を進めます。その時点で、指定企業さんになっていただいて協定書を結びます。その中ではですね、できるだけ平川市からの採用をしますと。当然できるだけというのは、企業でも当然人に関しては能力の高い人採りたいでしょうから、絶対平川市でないとだめだということになくてですね、ボーダーラインにいるときは平川市民を採るよということ、協定書の中でちゃんと結んでおります。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番
(今 俊一議員)

この企業については、私も今後もう少し勉強しながらですね取り組んでいきたいと思ってます。私、最後ですので早く終わるように皆さんの視線があるので、これで企業のほうはちょっととりあえずおいて、給食センターのほうに入ります。

芳賀部長よりさっき私、申し上げましたように、3月に御答弁いただいております。その後、私もいろいろ調理室の関係について、勉強したり、調べたりしてあったんですが、確かに多額の子算、金額を必要とするということは十分私も理解しておりますが、なにせ子どもたち、育つ環境が10年前20年前とは大分さま変わりしてきまして、ある意味で管理されて、無菌状態で育てるような子どもが多くなり、新しい病気、それからいろんな新しい菌が増えまして、見慣れない病気も増えてまいりました。

そういう関係からアレルギーというのが非常に社会問題されてきておまして、その対応をですね、この前の3月議会の答弁では、会議でもそういうことを聞いたことがないとかって、そういう御答弁ももらったんですけども、その中でですね、そうすればいまの答弁もあわせてお伺いいたしますが、学校で、各学校で対応しているというふうな答弁でしたけれども、具体的に各学校でどのような対応をしてるんでしょうか。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)

実は各学校では、特に1年生に入学する子どもにつきましては、保育所・幼稚園からの情報提供がまず一つでございますね。何の食べ物にアレルギーがある子どもであるとか、あるいは入学前に父兄の面談でそのアレルギー食物の確認を各学校でしております。まずそれ一つです。

それから各学校では、まずはその自分たちの在籍する子どもたちの中で、どの子どもがどの食物アレルギーをもっているかという、そういうのを職員全員で確認しております。まずそれが基礎データになります。

給食センターでは、翌月、あるいは給食ごとにメニューにあわせて献立表があるわけです。その献立表に基づいてアレルギー表示をしたものを事前に学校に送ります。それをもとに例えば小麦のアレルギーのある子は、例えば12月2日のこの材料を使っているこの献立はとれないねとかですね、そういう確認を学校で栄養教諭も含めてですね、栄養士、それから養護教諭も含めて確認をして、それが食物アレルギーの事故を防ぐという仕組みでございます。

それを今度は事前に、例えば牛乳だばダメな子であれば父兄の方に連絡ノート等を使って、何月何日の日にはこういうアレルギーの食べ物が給食に出ますから、代替りのものを持参させてくださいという連絡帳でもって、給食をする。あるいは完全にその日は親からその日は給食を食べさせないでくださいと、うちでお弁当持たせますから。というやりとりでもって確認をしているということでございます。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

私もですね、その弁当。給食を食べないで自宅から弁当を持ってきてい

- (今 俊一議員) 　　る子どもたちがいるというのは聞いております。しからば、細かい話になりますけども、給食費をいただいているわけですよ。給食を食べないで自宅から弁当持ってきてやっている子どもたちに対しての、その給食費はどうなるんでしょ。
- 議長 　　　　　　教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (芳賀秀寿) 　　給食費は毎年度末に精算されます。ですから小学校であれば1食260円、中学校280円ですので、まるっきり食べないのについては、それはマイナス1日分とか、そういった計算になるかと思います。
- 議長 　　　　　　3番、今 俊一議員。
- 3番 (今 俊一議員) 　　そうですけど、その弁当を持参している子どもたちがですね、先ほどいじめの質問出ましたけれども、そういういじめの対象とか、やっぱりそういうようなことにはつながってませんか。
- 議長 　　　　　　教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (芳賀秀寿) 　　各学校のいじめ等を含む非行の関係、いじめ等を含む問題行動の場合、毎月各学校から上がってきています。私もそれを見ていますが、いま今議員が言われたようなことでもってということは、一つも私の記憶ではありません。
- 議長 　　　　　　3番、今 俊一議員。
- 3番 (今 俊一議員) 　　次に移りますけども、その2,500食が一つの目安として、平賀と尾上統合するんだということでございましたが、そうすれば、いまいる尾上にいる職員、平賀も含めてですけども、その業務委託やったり、統合したときに余剰な人員はどういうふうなことになるんでしょか。
- 議長 　　　　　　教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (芳賀秀寿) 　　まず一つは、いま2,500食を目安として、一つの大きい平賀学校給食センターに統合するということになりますと、一つはごく単純に考えて、現在いる平賀学校給食センターの職員数でぎりぎり対応可能かなと思います。
- そうなりますと、じゃあ尾上の給食センターにいる職員はどうなのかということになりますと、それはいま25年でございますから、例えばその間に退職される方であるとかなんとかがあることも一応想定してはいますけども。
- そういう形では、ぎりぎりいまいる方くらいで間に合うのかなというのは一つでございまして、そうは言いながら実はいまいる給食センターの職員は、言い方ですけども従来から給食センターの職員には、いろいろ調理員については身分がいろいろございまして、そういった形では仮に直営でなくてでもですね、そういう形になったとしても、いまの日額賃金が主になりますが何とかそういった部分でこちらからですね、仮に民間委託等の可能性も含めましてお願いしていかざるを得ないのかなと、そういうような形で考えています。
- 議長 　　　　　　3番、今 俊一議員。
- 3番 　　　　　　ぜひ統合なり業務委託を外部のほうへなった時点では、いま御答弁なさ

(今 俊一議員)

れたような処置の仕方ですね、極力いまおられる職員の方に悪影響がでないような対処の仕方を強く望むものでございます。

それから最後にですね、外部委託した場合、いまの昼食の質の担保、これは大前提になることだろうとは思いますが、それをひっくるめて外部委託の方法、業務委託の方法はどのようなことを考えておられますでしょうか。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 (芳賀秀寿)

まだ具体的にその外部委託ということについて、議論はまだしておりませんが、例えば弘前市がいま外部委託、業務委託してます。で、実際は弘前市の東部給食センターが、今年の春から民間の会社に調理業務を委託してます。そして配送業務は市内の運送業者に委託しております。

ですが、私が言いたいのは、そうは言いながら所長と栄養士につきましてはこれは市の職員が、そしてなおかつ検食等は市の職員が行って品質やそういったものを担保して、確保を担保しているということでございます。ですからこれも一つの私ども業務委託する際の参考になるだろうと、そう思います。

○議長

3番、今 俊一議員。

○3番

(今 俊一議員)

いま答弁いただいたことをですね、ぜひ守っていただいて、30年度が一つの目安、2,500食の目安になるだろうとは思いますが、私もその時まで議員やってみましたら、その時改めて研修させていただきますので、誠意がみえる御答弁まことにありがとうございました。以上で私の質問終わります。

○議長

3番、今 俊一議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日11日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時37分 散会

